

令和2年6月25日招集

令和2年 第6回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和2年第6回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和2年第6回東根市農業委員会定例総会をさくらんぼタクトクルセンター視聴覚室に招集した。

1. 令和2年6月25日（木） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番 吉田好春	2番 菅原繁治	3番 仲野孝藏
4番 小関春男	5番 名和茂隆	6番 岡田和敏
7番 瀬野幸太郎	8番 小野博	9番 齋藤誠
10番 大類彦幸	11番 本田勝彦	12番 松田一雄
13番 秋葉いく子	14番 斉藤明男	15番 横尾多栄子
16番 大内恒一	17番 設楽孝宜	18番 芦野忠作
19番 工藤喜恵治		

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第8号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第5 議第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第29号 農用地利用集積計画について
- 第8 議第30号 東根農業振興地域整備計画の変更について
- 第9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	加藤光伸	事務局長補佐	深瀬忠
農地係長	松岡義朗	主任	小野智江美

1. 議 長 農業委員会会長 工 藤 喜恵治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和2年第6回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、おりません。遅刻の届出ありました委員、まだ見えてない委員はおりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

5番名和茂隆委員、6番岡田和敏委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第5回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第8号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第8、議第30号東根農業振興地域整備計画の変更についてまでの、1報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。加藤事務局長。

【加藤事務局長】

令和2年第6回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は5件です。

報第8号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号 53 番、土地の所在：大字長瀬字北方●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、

地籍：1,915 m<sup>2</sup>ほか1筆。

賃貸人住所氏名：東京都葛飾区青戸六丁目●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。解約後の利用：第三者へ売却となります。

以下、受付番号54番から57番までの4申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。3頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、11件です。

議第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めらるるものであります。4頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転。

受付番号65番、土地の所在：大字野川字下向●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：2,249 m<sup>2</sup>ほか11筆。

譲渡人住所氏名：東根市神町宮団大通り●●●●、●●●●。事由：後継者へ一括贈与。

経営面積：254 a。譲受人住所氏名：東根市神町宮団大通り●●●●、●●●●。

事由：一括受贈。経営面積：254 aであります。

以下、受付番号66番から5頁の受付番号68番までの3申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表、所有権移転は、記載のとおりです。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。

受付番号69番、土地の所在：大字野川字中向●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：1,463 m<sup>2</sup>の内743 m<sup>2</sup>ほか1筆。

貸人住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：89 a。

借人住所氏名：東根市大字沼沢●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積57 aであります。

以下、受付番号70番から72番までの3申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりです。7頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定。

受付番号73番、土地の所在：大字蟹沢字才歩原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：339 m<sup>2</sup>ほか9筆。

貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。事由：経営移譲年金受給のため。経営面積：509 a。

借人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。事由：期間満了につき再設定。

経営面積 509 a であります。

以下、受付番号 74 番、75 番の 2 申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条総括表、使用貸借権設定は、記載のとおりです。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、5 件です。

議第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係。

受付番号 31 番、土地の所在：神町東二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍 1,015 m<sup>2</sup>の内 185 m<sup>2</sup>。

貸人住所氏名：東根市神町中央二丁目●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市神町北二丁目 3 番 3-115 号、みどり不動産株式会社 代表取締役 淀川善浩。職業：不動産業。転用後の主要目的：貸駐車場、通路他。所要面積計が 185 m<sup>2</sup>。備考として使用貸借権設定、面積は実測面積、一時転用であります。

以下、受付番号 32 番から 11 頁の受付番号 35 番までの 4 申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりです。12 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 5 条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にして下さい。13 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、12 計画です。

議第 29 号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。14 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転。

受付番号 43 番、土地の所在：大字野川字西原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：503 m<sup>2</sup>。売人住所氏名：東根市中島東通り●●●●、●●●●。

買人住所氏名：東根市大字泉郷●●●●、●●●●。利用目的：畑として利用。

移転時期：令和 2 年 6 月 25 日。対価、総額：3 万円。支払方法：現金。

支払期限：令和 2 年 7 月 13 日。引き渡し時期：令和 2 年 7 月 17 日。

譲受人の耕作面積は 210 a であります。

以下、受付番号 44 番から 46 番までの 3 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は記載のとおりです。15 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定。

受付番号 203 番、土地の所在：大字観音寺字南原●●●●。地目、登記簿：畑、  
現況：樹園地、地籍：2,502 m<sup>2</sup>。

貸人住所氏名：東根市大字観音寺●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市神町北一丁目●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。

始期：令和 2 年 6 月 25 日、終期：令和 7 年 6 月 24 日。賃借料：10 a あたり 1 万円、  
5 年新規、借人の耕作面積は 192 a であります。

以下、受付番号 204 番から 209 番までの 6 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。16 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は記載のとおりです。17 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定。

受付番号 210 番、土地の所在：大字蟹沢字西●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、  
地籍：1,056 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。

借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。種類：使用貸借権設定。

利用目的：畑として利用。始期：令和 2 年 6 月 25 日、終期：令和 12 年 6 月 24 日。

賃借料：無償、10 年新規、借人の耕作面積は 90 a であります。

農用地利用集積計画総括表、使用貸借権設定は記載のとおりです。18 頁をお開き下さい。

議第 30 号東根農業振興地域整備計画の変更について。

別紙土地に係る東根農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、本会の意見を求めるものであります。

本件は、いわゆる農振除外に対する意見を東根市長から農業委員会に対して求められていることから提案するものであります。19 頁をお開き下さい。

東根農業振興地域整備計画変更内容。

農用地区域除外 8 件、面積 7,409.64 m<sup>2</sup>となります。

No. 1、大字六田字長谷●●●●の一部。台帳地目：田、現況地目：畑。用途区分：農地、  
面積：267.32 m<sup>2</sup>。所有者：●●●●。

申出者：株式会社 N T T ドコモ 執行役員 東北支社長 芦川隆範。事業計画：携帯電話基地局。

以下、No. 2 から No. 8 までの 7 件については、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。20 頁をお開き下さい。

只今ご説明しました農振除外申請箇所的位置図となります。また、21 頁から 28 頁までが、申請地毎の箇所図となりますのでご参照下さい。

以上で、報告案件 1 件と議案 4 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

**【議長】**

次に日程第 9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。3 番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

**【3 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】**

はい、3 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 6 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 4 件、賃貸借権設定の許可申請 4 件、使用貸借権設定の許可申請 3 件、合計 11 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 6 月 16 日実施の事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 65 番の申請事由は一括受贈、受付番号 66 番の申請事由は、仮登記農地の買い上げ、受付番号 67 番の申請事由は相手方の要望、受付番号 68 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 69 番から 72 番の申請事由は経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 73 番の申請事由は期間満了につき再設定、受付番号 74 番の申請事由は経営規模拡大、受付番号 75 番の申請事由は農業次世代人材投資資金の手続きのためとなります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、日程第 10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。4 番、小関春男農地転用委員会委員長。

#### 【4番小関春男農地転用委員会委員長】

はい、4番小関です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を6月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第5条による許可申請5件、東根農業振興地域整備計画の変更8件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る6月16日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号31番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となり、一時的に貸駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号32番については 農用地区域外の農地であり、第一種及び第三種農地のいずれにも該当しないことから、第二種農地となり、集落に接続して一般住宅の建築を行うものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ)b」に該当。

受付番号33番については、農用地区域外の農地であり、第一種及び第三種農地のいずれにも該当しない事から、第二種農地となり、既設の養鱒池に、新たな養鱒池を接続するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当。

受付番号34番及び35番については、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超える区域内にあることから第三種農地となり、受付番号34番については、建売分譲、受付番号35番については、建築条件付き建売分譲を行うものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(b)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

次に、東根農業振興地域整備計画の変更についてであります、農用地区域除外の8件について、農地転用案件と同様に事務局及び当番委員による現地調査、さらに、独自調査を基に内容を慎重審議した結果、同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみたところであります。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いたします。

**【議長】**

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。  
これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい、7番瀬野幸太郎委員。

**【7番瀬野幸太郎委員】**

はい、7番瀬野です。議第30号の東根農業振興整備計画の変更について、質問いたします。農振除外を行う時の基準、及び、この度申請された8案件の転用許可要件について教えていただきたい。

**【議長】**

瀬野委員からのご質問について、事務局より答弁いたします。

**【松岡係長】**

農振除外の基準は、原則として農振の白地に接続していなければなりません。その他に、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと、農業生産基盤整備事業完了後8年経過していることの5項目が、農振除外の基準となります。なお、農用地等以外の用途に供する場合は、具体的な転用計画が必要とされているため、事務局では、農地の利用関係の調整等適切に行われるかを判断しております。

次に、各申請箇所の転用許可要件ですが、No.1の携帯電話基地局については、転用許可が不要となります。No.2は、第一種農地ですが既存施設の2分の1未満での拡張です。No.3も第一種農地ですが既存施設の2分の1未満での拡張です。No.4は、第一種農地に農業用施設を設置するものです。No.5は、第二種農地となり、市役所を中心とした半径1km以内の宅地の面積割合が40%を超えることから、許可要件を満たすものです。No.6は、第一種農地で、集落に接続してアパートを設置するものです。No.7も第一種農地で、集落に接続してアパートを設置するものです。No.8は、第一種農地となりますが、都市住民の農業体験を図るために設置される施設となります。以上が、転用許可要件となります。よろしく願いいたします。

**【議長】**

ただ今の事務局の答弁について、7番瀬野委員いかがですか。

**【7番瀬野幸太郎委員】**

はい。わかりました。

**【議長】**

そのほか何かご質疑等ございませんか。はい、9番齋藤誠委員。その後、1番吉田好春

委員をお願いします。

【9番齋藤誠委員】

はい、9番齋藤です。議第30号の東根農業振興整備計画の変更に係る、現地の調査を実施した際、砂利が敷かれている農地が一部見受けられました。問題はないのかお聞きしたい。

【1番吉田好春委員】

1番吉田です。齋藤委員のお話にありましたが、私も現地調査の際、2～3か所ほど砂利が敷かれていた農地を確認しております。これらの農地について、その後、事務局でどのように対処しているのか教えていただきたい。

【議長】

2名のご質問について、事務局より答弁いたします。

【松岡係長】

No.2、No.6、No.7の現地を確認したところ、砂利や重機が置かれており、現地調査の翌日に申請者に対し、早急に農地に復元するよう指導いたしました。申請者は、連絡を受けた翌日に、砂利と重機を撤去し農地に復元しております。

【議長】

ただ今の事務局の答弁について、9番齋藤誠委員、1番吉田委員いかがですか。

【9番齋藤誠委員、1番吉田好春委員】

はい、わかりました。

【議長】

ほかに何かご質疑等ございませんか。はい、8番小野博委員。

【8番小野博委員】

はい、小野です。携帯電話基地局は、なぜ転用許可がいららないのですか。

【議長】

今のご質問について、事務局より答弁いたします。

【松岡係長】

農地法施行規則により、電気工作物等の設置にかかる農地法第4条及び第5条の農地転用の許可は要しないとされています。

【議長】

ただ今の答弁について、8番小野委員いかがですか。

【8番小野博委員】

はい、わかりました。

【議長】

ほかに何かございませんか。はい、2番菅原繁治委員。

【2番菅原繁治委員】

はい、2番菅原です。No.8について、農産物加工販売所のほかに陶芸窯を作るようですが、都市部に作れないという説明がありました。それはどういうことなのか教えていただきたい。

【議長】

今のご質問について、事務局より答弁いたします。

【松岡係長】

陶芸窯は、高温になり大量の煙が発生するため、住宅街では近隣の迷惑になってしまいます。都市部に作れない場合は、第一種農地であっても認められるという転用要件があるため、可能となっています。

【議長】

ただ今の答弁について、2番菅原委員いかがですか。

【2番菅原繁治委員】

はい、わかりました。

【議長】

そのほか何かご質疑等ございませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第11、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。

ただいまから30分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

30分をめぐり、地区委員会の開会をお願いいたします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

#### 【17 番設楽孝宜委員】

17 番設楽です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 27 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 2 件。

議第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件。

議第 30 号東根農業振興地域整備計画の変更について。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 27 号については、一括受贈、及び仮登記農地の買い上げによるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 28 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 30 号については、農地転用委員会の報告と同様、同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

#### 【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

#### 【4 番小関春男委員】

4 番小関です。東郷、高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 27 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、賃貸借権設定関係 1 件。

議第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、2 件。

議第 29 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 1 件、賃貸借権設定関係 1 件。

議第 30 号東根農業振興地域整備計画の変更について。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 27 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 28 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 29 号については、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 30 号については、農地転用委員会の報告と同様、同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【11 番本田勝彦委員】**

11 番本田です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 27 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 2 件、賃貸借権設定関係 3 件、使用貸借権設定関係 3 件。

議第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、2 件。

議第 29 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 3 件、賃貸借権設定関係 6 件、使用借権設定関係 1 件。

議第 30 号東根農業振興地域整備計画の変更について。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 27 号については、相手方の要望、経営規模拡大、経営移譲年金受給のための再設定、及び農業次世代人材投資資金の手続きによるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 28 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 29 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 30 号については、農地転用委員会の報告と同様、同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

**【議長】**

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 8 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 27 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 29 号農用地利用集積計画について、議第 30 号東根農業振興地域整備計画の変更について、以上、4 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 27 号から議第 30 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、各地区委員

会の審議のとおり、許可すること、許可相当の意見を付すること、及び、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 27 号から議第 30 号について、許可すること、許可相当の意見を付すること、及び、同意することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これもちまして、令和 2 年第 6 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。  
ご苦勞様でした。

午前 11 時 20 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員